

建築物等維持管理業務委託に係る入札結果の公表に関する要領

令和2年3月24日制定

令和5年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第1 この要領は、市が入札に付した建築物等維持管理業務委託について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2 公表の対象は、市が競争入札により発注する建築物等維持管理業務委託とする。

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとし、別記様式により公表するものとする。

ア 入札者の商号又は名称及び各回の入札金額

イ 落札者の商号又は名称及び契約金額

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とした場合においては、見積者の商号又は名称及び各回の見積金額

エ ウの場合における契約の相手方の商号又は名称及び契約金額

オ 施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称及び申込金額

(公表時期)

第4 公表する時期は、契約締結日の翌週中とする。

(公表方法)

第5 公表は、市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(公表期間)

第6 公表期間は、契約の締結した日の属する年度の翌年度までとする。

(閲覧書類の保存期間)

第7 閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

(補則)

第8 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

入札結果表

契約番号	第 号	入札執行日	年 月 日			
		入札場所				
件名						
落札者		契約金額 (税込)				
番号	入札者の 商号又は名称	第1回	第2回			落札 (決定)

(単位：円)

